

令和2年(健厚)第571号

令和3年4月30日

主文

- 1 後記「事実」欄第2の2記載の原処分中、平成○年○月○日から同年○月○日までの分を取り消す。
- 2 その余の再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、請求人に係る厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)及び健康保険法(以下「健保法」という。)による被保険者資格の確認請求を却下した処分の取消しを求めるということである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によれば、以下の事実が認められる。

- 1 請求人は、平成○年○月○日、日本年金機構(以下「機構」という。)に対し、利害関係人を事業主とする厚年法及び健保法の適用事業所(以下「本件事業所」という。)に平成○年○月○日から使用されているとして、同日以降の期間について被保険者資格を有していたことを確認する旨の請求(以下「本件確認請求」といい、平成○年○月○日から本件確認請求があった平成○年○月○日までの期間を「本件期間」という。)をした。
- 2 機構は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、本件期間について、請求人が被保険者であるとは認められないためとして、本件確認請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 厚生年金保険の適用事業所に使用される70歳未満の者及び健康保険の適用事業所に使用される者は、適用除外される者を除き、その使用されるに至った日又はその使用される事業所が適用事業所となった日に被保険者資格を取得し、当該事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者資格を喪失することとなるが、この被保険者資格の取得及び喪失は、適用事業所の事業主の届出若しくは被保険者等の請求により、又は職種で、厚生労働大臣がこれを確認することによって、その効力を生ずることとされている(厚年法第6条、第9条、第12条、第13条、第14条、第18条、第27条及び第31条並びに健保法第3条第1項、同条第3項、第35条、第36条、第39条、第48条及び第51条)。そして、この確認等に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に委任されている(厚年法第100条の4第1項第3号、第7号及び第9号並びに健保法第204条第1項第4号、第7号及び第10号)。
- 2 本件において、請求人は前記「事実」欄第2の2記載の原処分を不服とし、本件確認期間について、請求人が本件事業所において被保険者資格を有していることを確認すべき旨を主張しているのだから、本件の問題点は、前記1の法令に照らし、原処分が妥当であると認められるかどうかである。

第2 当審査会の判断

- 1 本件記録によれば、以下の事実が認められる。
 - (1) 請求人は、平成○年○月○日から同年○月○日までa工事現場(以下「a工事現場」という。)で作業に従事した。同工事は、b社を元請けとし、1次下請けをc社、2次下請けを利害関係人、3次下請けをd社とするものである。この現場においては、請求人は、利害関係人の下請け業者の従業員であり、利害関係人と請求人との間に使用関係がなかったことは、請求人本人が

その主張において認めているところである。

(2) その後、請求人は、平成○年○月○日から同年○月○日までの間、e 駅周辺工区整備工事のうちの○○地区整備工事の現場（以下「e 工事現場」という。）で作業に従事した。同工事は、f 社を元請けとし、1 次下請けを g 社、2 次下請けを利害関係人とするものであるが、請求人の氏名は利害関係人の現場別日報の「社員用」欄に記載され、同年○月○日から○月○日までの間の勤怠が記載されている。また、請求人は、同年○月○日から平成○年○月○日まで、いずれも利害関係人が 1 次下請け又は 2 次下請けをしているその他の複数の現場（以下「その他の現場」という。）で作業に従事した。この期間における請求人の氏名は、利害関係人の現場別日報の「外注先日報」欄に記載されており、作業に従事した日と現場名が記載されている。

(3) 請求人は、e 工事現場の作業に従事する前の平成○年○月から平成○年○月にかけて、利害関係人に対し、利害関係人の社内規則を遵守する旨の書面のほか、生年月日や家族関係等を記載した労働者名簿及び健康診断書等を提出している。また、利害関係人は、同年○月○日付けで請求人に係る雇用保険被保険者資格取得手続を行っており、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書によれば、請求人は同日に被保険者資格を取得し、同年○月○日離職したとされている。そして、利害関係人から請求人に対し、同年○月分から○月分（支給対象の期間は各月 1 日から 3 1 日）まで月ごとの給与明細書が発行され、基本給○○万円から雇用保険料、所得税等を控除した残額が請求人の預金口座に「給与」の費目で振り込まれている。他方、同年○月分から平成○年○月分までについては、給与の支払はなく、請求人は、利害関係人に対し、毎月○○万円（ただし、

平成○年○月分は○○万○○○○円）を出来高として請求し、その都度、利害関係人から同額を領取している。

2 以上の事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 厚生年金保険及び健康保険において、その被保険者となるのは、これらの保険の適用事業所に「使用される者」であるが、この「使用される者」とは、事実上の使用関係があることをいい、事実上の使用関係があるか否かは、労務の提供の有無、その対象としての報酬の支払の有無、人事労務管理の有無等の実態に照らして、個別具体的に判断されるものであり、事業主との間の法律上の雇用関係の存否は、使用関係を認定する際の参考となるにすぎないと解されている。

(2) そこで、請求人が本件事業所に「使用される者」に該当するかについて検討する。

ア 平成○年○月○日から平成○年○月○日まで

この期間のうち、平成○年○月○日から同年○月○日までの間は、請求人は利害関係人の下請け会社の従業員として作業に従事していたに過ぎないし、その余の期間は、現場作業に従事していないから、これらの期間については、いずれにしても請求人が本件事業所に使用される者に該当するとは認められない。

イ 平成○年○月○日から同年○月○日まで

請求人は、この間、e 工事現場及びその他の現場で作業に従事しているところ、利害関係人から給与を支給され、雇用保険被保険者資格を保有していた。また、利害関係人は、e 工事現場においては、現場別日報の「社員用」欄の記載により勤怠管理をし、その他の現場においては、現場別日報の「外注先日報」により請求人の作業現場及び作業日等を把握していたから、この期間について

は、請求人は本件事業所に使用される者に該当するというべきである。

ウ 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで

請求人は、雇用保険被保険者資格上は、平成〇年〇月〇日に離職とされ、翌〇月〇日以降は給与の支払を受けていない。かえって、同日以降は出来高の支払を受けていたのであるから、同日以降平成〇年〇月〇日までの請求人と利害関係人は請負の関係にあるというべきである。また、請求人は、平成〇年〇月〇日以降は現場作業に従事していない。したがって、この期間については、請求人が本件事業所に使用される者に該当するとは認められない。

エ なお、利害関係人は、平成〇年〇月分から平成〇年〇月分の請求人に対する支払は、一貫して「外注加工費」の科目で処理されているから、給与としての支払ではないと主張するが、上記会計上の処理はあくまでも利害関係人の内部的な処理にすぎず、このような処理がされていたとしても、上記の判断を左右するものではない。

3 以上のとおりであるから、請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間は、本件事業所に「使用される者」であったと認められるから、原処分はその限度で失当であり、取消しを免れないが、その余の期間についての原処分の判断は適法かつ妥当であり、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。